



3部門に分けて10回の開催で素案の策定を行った。企業350社、小学生513人、中学生541人に対しアンケートも実施しており、市民の意見が反映されていると考える。

この条例によっても県条例によっても、朝妻町の事例は同条例の施行前のもので遡及適用ができない。

文化環境の保全の項目がないのは、この条例の制定にあたり、法律や県条例との整合性を図りながら、それらで規制されているのは条例では規制しない方針で臨んだ。文化財保護法、県の文化財保護条例、市の文化財保護条例で規制されている。

一般質問

宇仁小学校の建設と法人市民税超過課税分の使途

Q

宇仁小学校の問題について、9月議会

での全会一致の議決を得て、市長がそれを最大に尊重したいという答弁もあった。事業を進める上で、財政問題は非常に大きな課題。あらためて大規模改築、改修の財源として市民から税金を預かってしていることを市長は当然認識をしていると思うが、それをきつちりと市民にも示して、宇仁小学校については、是非予算化の第一歩、設計を最大限進めることへの市長の考えを尋ねる。

A

宇仁小学校の問題は地元からの熱い思いを受けて、議会で全会一致で請願を採択された。その思いを重く受けとめ、はきりと市長の決断として「サインを出した」という少子化の時代、その地域に合った適正規模がある。教育委員会は、施設の充実という意味で、い

まの子どもたち、そしてまた将来的に入学してくる子どもの数を考慮し、また財務管理部長には、いかにしてその財源を確保するかに注意しながら準備を進めるよう指示している。法人市民税の問題については、若干の考え方の差があるが、教育施設の充実に使うという意味で超過課税をいただいているので、これからも法人にお願いをして教育施設の充実に使っていく。

学習障害LDと多動性障害ADHD

Q

いま、国や兵庫県では注意散漫、落ち着きがない、集団活動に入りにくい等さまざまな支援が必要とされる学習障害

(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、アスペルガ症候群の子どもたちへの対応の充実が図られようとしている。加西市の実情はどうか、また市として取り組みは。今後の人的措置や新規事業の予算措置を含めた今後の取り組みについて尋ねる。

A

医師から学習障害、注意欠陥多動性障害、アスペルガ症候群等の軽度発達障害と診断された児童は12名。教育委員会は、この12名よりも多く約40名と把握しているが、統計的には6・3%の出現率で、実質はもっと多いと考える。

教育講演会では軽度発達障害をテーマに掲げて研修を実施し、またスクールカウンセラーや神戸市学習センターの指導主事などを迎え研修を深めたり、学校サポートチームを活用し、医師の指導を受けたりしている。

新1年生として入学してくる児童の保護者が、介護人を要望されたこともある。また本年5月に、ある小学校から軽度発達障害による指導困難学級が生じたので対応をという要望があり、すぐ県に働きかけ、学級運営等の改善のための支援教員の配当があった。今後も学校から要望があれば県に加配を要請していく。軽度発達障害への介助員は、近隣市町はつけていない。人的措置については、教育発達障害等については原則的に県では介護はなく、幼稚園ではつけていて、小学校へ入ってからパニック状態を起こすこ

とがあり、市単独でのアルバイトを含めた対応はこれから検討していく。

下水道料金について

Q

審議会の答申に基づき下水道料金の

20%の値上げをやめた場合に、市の財政、一般財源からの基準外の繰り入れとして5,000万円以上に求めることはしない中で、平成24年までの計画を数年後に伸ばすような形で再建を図っていく、その結果、17年度は引き上げをしないということが。

A

下水道料金を、いまの水洗化率60%の段階で値上げをするとは、市民にとって公平を欠くという意味からできるだけ早く皆さん方、工事が終わって3年経ったところはまだ水洗化ができてない家庭もある。なので、そういう方々においてPRをし、今日の窮状を訴えて水洗化率を上げていく。財政再建が少し延びるが、十分説明をした上で、理解を得ながら進めていく。